

山形県・鶴岡市合同要請解除 及び 山形市内の高校における クラスター発生を踏まえた高等学校における部活動の対応について(案)

1 基本的な考え方

- 山形県と鶴岡市の合同要請は解除されたものの、全国的には政府の緊急事態宣言等の期間延長等がなされており、山形市内の高校でもクラスターが確認されていることも踏まえ、感染防止対策を徹底した上で実施することとする。
 - ・ 鶴岡市内に所在する学校については、合同要請解除を踏まえ、他校等との交流など活動の制限を一部解除する。
 - ・ 村山地域に所在する学校については、山形市内の高校でクラスターが確認されていることを踏まえ、他校等との交流など一部活動を制限する。

2 合同要請解除後の対応（案）

(1) 全県共通

- 参加者について、自校の生徒、顧問、部活動指導員、学校が正式に委嘱した県内在住の外部指導者に限ることとし、OBや保護者等は参加しない。

(2) 村山地域に所在する学校

- 自校内の活動に限定し、他校等との交流や合宿等宿泊を伴う活動は控える。
ただし、上位大会につながる大会等に限り参加を可能とする。

(3) 村山地域以外に所在する学校

- 他校等との交流は県内（村山地域を除く）に所在する学校等に限定し、県外及び村山地域との往来は控えること。
ただし、上位大会につながる大会等への参加に限り県外及び村山地域との往来を可能とする。
※ (2) については、5月16日(日)までとする（以降の対応は山形市内の高校で確認されたクラスターの影響を踏まえて検討する）。
※ (1)、(3) については、6月6日(日)までとする。

3 その他

- 部活動以外の学校活動も併せた感染防止対策の徹底について学校へ通知し、注意喚起を図っていく。

以上